

和泉市子どもの育みに関する条例（案）

令和3年4月1日
条例第 号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条・第3条）

第2章 市・教育委員会・学校園の責務（第4条・第5条・第6条）

第3章 保護者・地域団体等の役割（第7条・第8条）

附則

和泉の子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、和泉市の宝である。一人ひとりが輝く人生を歩み、社会の一員として次世代を担っていくことを我々は、願っている。

一方、多様化が進む社会において、人間関係の希薄化などが子どもたちの育ちに与える影響は決して良いものではなく、今後ますます懸念される。この現状を勘案し、今こそ、豊かな心と確かな学力、健やかな身体を身につけた子ども（以下、「輝く子ども」という）を育むことをより一層重要な課題として認識する必要がある。また、特別な支援や配慮を必要とする子どもが、自己の可能性を伸ばし、自立していくための教育的、社会的な支援の充実も求められている。更に、これからの子育て及び教育には、地域を愛し、和泉市に受け継がれてきた伝統や文化を尊重し継承するとともに、様々な国の文化に学び、世界の人々との交流及び友好を深め、グローバルに活躍することのできる人を育てることが要求される。

これらのことから、和泉市自治基本条例（平成23年9月施行）第25条「行政は、保護者、地域住民及び関係団体と連携・協働し、将来を担う子どもが健やかに成長できる環境の確保に努めるものとします。」の規定及び和泉市教育大綱（平成27年11月策定）に謳う「和と礼を重んじ、知・徳・体を備えた、社会に貢献する人材の泉」という理念も踏まえ、「輝く子どもを育成する教育のまち和泉」を実現するための基本理念をここに定めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市、教育委員会、学校園等、保護者及び地域の団体等の責務及び役割を明らかにするとともに、教育施策の基本理念を定め、総合的

かつ計画的に推進し、未来を担う子どもが輝く教育のまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 輝く子ども 豊かな心、確かな学力及び健やかな体を身につけた子どもをいう。
- (2) 豊かな心 他人を思いやる心、生命及び人権を尊重する心、自然及び美しいものに感動する心、正義感及び公正さを重んじる心等をいう。
- (3) 確かな学力 生きて働くための知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をいう。
- (4) 健やかな身体 人間のあらゆる活動の源となる体力等をいう。
- (5) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (6) 学校園 学校、幼稚園、保育所、認定子ども園、その他これらに類する施設
- (7) 地域の団体等 本市の区域内で活動している社会教育関係団体（社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、青少年教育団体（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第2項に規定する青少年教育団体をいう。）、町会・自治会、こども会、企業その他の団体及び地域住民をいう。

(基本理念)

第3条 輝く子どもを育むための教育は、市・教育委員会、学校園、保護者及び地域の団体等がそれぞれの役割を果たし、かつ、相互に連携協力することによって推進されなければならない。

第2章 市・教育委員会・学校園の責務

(市の責務)

第4条 市は、教育委員会及び学校園が、輝く子どもを育む上で必要な施策を遂行できるよう、教育環境の整備等、教育委員会の事業への配慮に努めなければならない。

- 2 市は、教育の推進に当たっては、子どもが郷土和泉を誇りに思い、愛する心を持ち得るための知育及び徳育を実践し、かつ、次代の地域社会を担うことを意識した教育を展開しなければならない。

3 市は、就学前の子どもに関する第1条の規定による教育の推進に当たっては、教育及び保育が一体的に行われることに留意し、子どもの年齢や発達段階に応じて、子どもの生活及び遊びを通じた教育及び保育を展開しなければならない。

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、輝く子どもを育むための基盤整備及び環境づくりに中心的な責務を有する。その責務を遂行するため、輝く子どもを育むための施策及び具体的な取組み（以下「施策及び取組み」という。）についての振興計画を定め、その計画に基づいた施策及び取組みを着実に推進し、その目標達成に努めなければならない。

(学校園の責務)

第6条 学校園においては、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、子どもが将来を自ら拓ける「生きる力」を身に付けることができるよう、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 輝く子どもを育む教育及び保育の研究をし、より良い教育及び保育を行う。
- (2) 機会を捉えて子どもの豊かな心、確かな学力及び健やかな身体の状況、課題等を分析し、その結果を適宜、教育委員会に報告し、保護者及び学校協議員又は学校運営協議員、その他の関係機関に情報提供する。

(施策の検証及び見直し)

第7条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例の社会情勢への即応性等について検証するものとする。また、検証の結果に基づき、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う等所要の措置を講ずるものとする。

第3章 保護者・地域団体等の役割

(保護者の役割)

第8条

(地域の団体等の役割)

第9条

附 則

(施行期日)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。